

			3 同法第9条第1項の規定による景品類等に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施																		
四十三 物産	物産 統廃合施行令(昭和三十九年政令第319号)第11条及び附則第41項の規定により知事の権限に属するものとされた物産統廃合(昭和三十二年勅令第118号)に基づく事務		1 同令第3条第1項ただし書の規定による統廃合を超える契約、支払又は受領の禁止の例外についての許可																		
			2 同令第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統廃合の指定																		
			3 同令第8条の2ただし書の規定による履行中の契約の変更、消滅等の禁止の例外についての別段の定めの特定制度又許可																		
			4 同令第30条の規定による報告の徴収、帳簿の作成の命令又は検査の実施																		
四十四 家庭用品	家庭用品 表示法施行令(昭和三十七年政令第390号)第3条の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品 表示法(昭和三十七年法律第104号)に基づく事務		1 同法第4条第1項の規定による表示事項の表示又は遵守事項の遵守をすべきことの指示																		
			2 同法第4条第2項の規定による指示に従わない旨の公表																		
			3 同法第10条第2項の規定による家庭用品の品質に関する表示の調査																		
			4 同法第19条第1項の規定による販売業者からの報告の徴収及び利益等への立入検査の実施																		
四十五 消費生活	消費生活 安全法施行令(昭和三十九年政令第48号)第10条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用製品安全法(昭和三十九年政令第31号)に基づく事務		1 同法第33条第1項の規定による特定製品の販売の業務の状況に関する報告の徴収																		
			2 同法第34条第1項の規定による特定製品の販売の業務を行う者の事務所等への立入検査の実施																		
			3 同法第35条第1項の規定による特定製品の所有者等に対する特定製品を提出すべきことの命令																		
四十六 計量	計量 法(平成4年法律第51号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任		1 同法第10条第2項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告																		
			2 同法第10条第3項の規定による勧告に従わなかった																		

したものを除く。)	旨の公表								
	3 同法第15条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告								
	4 同法第15条第2項の規定による勧告に従わなかった旨の公表								
	5 同法第15条第3項の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令								
	6 同法第16条第1項第2号イに規定する特定計量器の検定の実施								
	7 同法第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査の実施								
	8 同法第21条第3項の規定による届出の受理及び定期検査の期日等の指定								
	9 同法第25条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理								
	10 同法第30条第1項の規定による指定定期業務規程又はその変更の認可（同法第121条第2項において準用する同法第30条第1項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む。）								
	11 同法第30条第3項の規定による検査機関の業務規程を変更すべきことの命令（同法第121条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む。）								
	12 同法第33条第1項の規定による検査機関の事業計画等又はそれらの変更の受理（同法第121条第2項において準用する同法第33条第1項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む。）								
	13 同法第36条（同法第121条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同法第28条第2号に規定する者を解任すべきことの命令								
	14 同法第37条の規定による指定定期								

								検査機関に対する必要な措置をとるべきことの命令 (同法第21条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による指定計量証明検査機関に係るものを含む)											
								15 同法第46条第1項の規定による修理の事業の届出の受理											
								16 同法第46条第2項において準用する同法第42条第1項又は第45条第1項の規定による届出修理事業者に係る事業の変更又は廃止の届出の受理											
								17 同法第48条の規定による必要な措置をとるべきことの命令											
								18 同法第51条第1項の規定による販売の事業の届出の受理											
								19 同法第51条第2項において準用する同法第42条第1項又は第45条第1項の規定による販売の事業を行う者に係る事業の変更又は廃止の届出の受理											
								20 同法第52条第2項の規定による遵守事項を遵守すべきことの勧告											
								21 同法第52条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表											
								22 同法第52条第4項の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令											
								23 同法第53条第1項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出又は同条第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理											
								24 同法第55条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理											
								25 同法第57条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器の譲渡等をする旨の届出の受理											

26	同去第75条第2 項の規定による装 置検査の実施														
27	同去第80条た し書の規定による 輸出のため特定計 量器を製造する旨 の届出の受理														
28	同去第82条た し書の規定による 輸出のため特定計 量器を販売する旨 の届出の受理														
29	同去第91条第2 項の規定による品 質管理の方法につ いての検査の実施														
30	同去第86条第1 項ただし書の規定 による輸出のため 特定計量器を製造 する旨の届出の受 理														
31	同去第102条第1 項の規定による基 準器検査の実施														
32	同去第107条の規 定による計量証明 の事業の登録														
33	同去第110条第1 項の規定による事 業規程又はその変 更の届出の受理														
34	同去第110条第2 項の規定による事 業規程を変更すべ きことの命令														
35	同去第111条の規 定による必要な措 置をとるべきこと の命令														
36	同去第113条の規 定による登録の取 消し及び事業の停 止の命令														
37	同去第116条第1 項の規定による計 量証明検査の実施														
38	同去第120条第1 項の規定による計 量士が検査を行っ た旨の届出の受理														
39	同去第127条第3 項の規定による計 量管理の方法につ いての検査の実施														
40	同去第147条第1 項の規定による届 出検査事業者等か らの業務に関する 報告の徴収														
41	同去第147条第3 項の規定による指 定期検査機関等 からの業務又は経 理の状況に関する 報告の徴収														
42	同去第148条第1 項の規定による工														

		場等への立入り、計量器等の検査又は関係者への質問の実施							
		43 同去第40条第3項の規定による事務所等への立入検査又は関係者への質問の実施							
		44 同去第40条第1項の規定による計量器等の提出の命令							
		45 同去第50条第1項の規定による特定物象量の表記の抹消							
		46 同去第51条第1項の規定による検定証印等の除去							
		47 同去第53条第1項の規定による装置検査証印の除去							
		48 同去第54条第1項の規定による検定証印等の除去							
		49 同去第59条第2項の規定による定期検査機関の指定等の公示							
	四十七 計量法施行令（平成5年政令第329号）第41条第1項又は第2項の規定により知事の権限に属するものとされた計量法に基づく事務（市町村長に委任したものを除く。）	1 すべての事務							
	四十八 鳥取県暴走放浪絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条第1項の規定による基本方針の策定 2 同条例第8条第2項の規定による警察本部長の意見の取扱い 3 同条例第8条第3項の規定による基本方針の公表							
消費生活センター	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）第4条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく事務	1 同去第6条第2項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指示 2 同去第6条第3項の規定による指示に従わなかった旨の公表 3 同去第7条第1項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示							

		4 同法第7条第2項の規定による指示に従わなかった旨の公表									
		5 同法第30条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施									
二 生活関連	物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法令(昭和48年政令第200号)第2条	1 同法第3条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査									
		2 同法第4条第1項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの指示									
	た生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法令(昭和48年政令第48号)に基づく事務	3 同法第4条第2項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命令									
		4 同法第4条第4項の規定による売渡しに関する裁定									
		5 同法第5条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施									
		6 同法第5条第2項の規定による倉庫等への立入検査の実施									
三 消費生活	協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第3項ただし書の規定による共済事業等以外を行うことの承認									
		2 同法第12条第4項第2号及び第3号の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可									
	3 同法第12条第6項の規定による組合に対する措置の命令										
	4 同法第12条の2第3項の立入検査等										
	5 同法第12条の2第3項の業務改善命令										
	6 同法第12条の2第3項の共済契約の募集の停止命令等										
	7 同法第26条第2項の規定による模範定款等の制定										
	8 同法第30条の2第2項の規定による組合の役員を選任										
	9 同法第40条第4項の規定による定										

	款の変更の認可							
	10 同法第40条第5項の規定による共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可							
	11 同法第40条第6項の規定による貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可							
	12 同法第50条の5の規定による健全性の基準の設定							
	13 同法第50条の9第1項ただし書の規定による（附格変動準備金の全部又は一部）金額について積み立てをしないことの認可							
	14 同法第50条の9第2項ただし書の規定による（附格変動準備金を取り崩すこと）の認可							
	15 同法第50条の12第3項の規定による共済代理人に対する説明等の要求							
	16 同法第50条の13の規定による共済代理人の解任命令							
	17 同法第53条の4第3項の規定による共済契約条件の変更の申出の承認							
	18 同法第53条の5の規定による組合に対する共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置の命令							
	19 同法第53条の10第1項の規定による共済調査人の選任等							
	20 同法第53条の10第3項の規定による共済調査人の解任							
	21 同法第53条の13第1項の規定による契約条件変更に係る承認							
	22 同法第53条の17第2項ただし書の規定による議決権の取得又は保有の承認							
	23 同法第58条の規定による組合の設立の認可							
	24 同法第62条第2項の規定による組合の解散の認可							
	25 同法第63条第3項において準用する同法第58条の規							

		定による解職組合の総会の認可								
	26	同去第39条第1項の規定による組合の合併の認可								
	27	同去第39条の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告の徴収								
	28	同去第39条の2の規定による組合員等に関する報告の徴収								
	29	同去第39条の3の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求								
	30	同去第39条の規定による組合の業務又は会計状況の検査								
	31	同去第39条の2第1項の規定による共済事業を行う組合に対する定款の変更等監督上必要な命令								
	32	同去第39条の2第2項の規定による共済事業を行う組合に対する改善計画の提出等監督上必要な命令								
	33	同去第39条の2第4項の規定による共済事業規約の設定等の認可の取消し								
	34	同去第39条の2第5項の規定による組合の業務の停止若しくは役員解任の命令又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の設定等の認可の取消し								
	35	同去第39条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止の命令及び解職の命令								
	36	同去第39条第1項の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し								
四 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和56年鳥取県条例第5号)に基づく知庫の権限に属する事務	1	同条例第7条の規定による危害商品等の調査								
	2	同条例第8条第1項の規定による危害商品等の供給の中止等の催告								
	3	同条例第8条第2項の規定による危害商品等の供給の中止等の催告に								

	基づいて講じた措置等についての報告の要求													
	4 同条例第8条第3項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に従わない旨の公表													
	5 同条例第9条第3項の規定による自主基準の制定等についての指導及び助言													
	6 同条例第10条第1項の規定による県基準の制定又は変更、廃止													
	7 同条例第11条第1項の規定による県基準の遵守の勧告													
	8 同条例第11条第2項の規定による県基準の遵守の勧告に従わない旨の公表													
	9 同条例第11条の2第1項の規定による不当な取扱い方法の指定又は変更、廃止													
	10 同条例第11条の4第1項の規定による不当な取扱い方法等の調査													
	11 同条例第11条の4第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求													
	12 同条例第11条の5の規定による情報の公表													
	13 同条例第11条の6第1項の規定による不当な取扱い方法の改善等の勧告													
	14 同条例第11条の6第2項の規定による不当な取扱い方法の改善等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求													
	15 同条例第11条の6第3項の規定による不当な取扱い方法の改善等の勧告に従わない旨の公表													
	16 同条例第11条の7の規定による事業者名等の必要な情報の公表													
	17 同条例第11条の8第1項及び第2項の規定による不当な取扱い方法の未然防止に係る調査及び管理並びに当該調査及び管理に													

									必要な資料の提出等の要求										
									18 同条例第13条第1項の規定による消費者からの苦情の処理										
									19 同条例第14条第3項の規定によるあっせん等に係る資料の提出がない旨等の公表										
									20 同条例第15条の規定による訴訟に要する費用に充てる資金の貸付等										
									21 同条例第16条第2項の規定による資金の返還猶予又は免除										
									22 同条例第17条第1項の規定による生活関連物資の価格の動向等の情報の公表										
									23 同条例第18条の規定による生活関連物資の調査										
									24 同条例第19条第1項の規定による事業活動の是正の勧告										
									25 同条例第19条第2項の規定による事業活動の是正の勧告に基づいて講じた措置についての報告の要求										
									26 同条例第19条第3項の規定による事業活動の是正の勧告に従わない旨の公表										
									27 同条例第20条の規定による緊急調査に係る情報の公表										
									28 同条例第21条の規定による生活関連物資の供給の確保等の協力の要請										
									29 同条例第31条第1項の規定による資料の提出又は当該事業者の事務所等への立入調査										
									30 同条例第31条第3項の規定による虚偽の資料の提出等又は立入調査を拒否した旨等の公表										
五	特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)第18条	1	同法第7条の規定による必要な措置をとるべきことの指示																
		2	同法第8条第1項の規定による訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきこと																

	た特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に基づく事務	の命令																				
		3 同法第8条第2項の規定による命令をした旨の公表																				
		4 同法第36条の規定による必要な措置をとるべきことの指示																				
		5 同法第39条第1項の規定による連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又は連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことの命令																				
		6 同法第39条第4項の規定による命令をした旨の公表																				
		7 同法第46条の規定による必要な措置をとるべきことの指示																				
		8 同法第47条第1項の規定による特定継続的貸付提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令																				
		9 同法第47条第2項の規定による命令をした旨の公表																				
		10 同法第56条の規定による必要な措置をとるべきことの指示																				
		11 同法第57条第1項の規定による業務提供継続的取引の全部又は一部を停止すべきことの命令																				
		12 同法第57条第2項の規定による命令をした旨の公表																				
		13 同法第60条第2項の規定による必要な調査及び適当な措置の実施																				
		14 同法第66条第1項の規定による報告の徴収又は事業所等への立入検査の実施																				
六	ゴルフ場等に係る会員登録の適正化に関する法律施行令(平成5年政令第9号)第7条の規定により知庫の権限に属するものとされたゴルフ場等に係る会員登録の適	1 同法第10条の規定による必要な措置をとるべきことの指示																				
		2 同法第11条第1項の規定による会員登録の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令																				
		3 同法第11条第2項の規定による命																				

			正化に関する法律(平成4年法律第3号)に基づく事務 4 同法第17条第1項の規定による報告の徴収及び事業所への立入検査の実施 七 鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和46年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務 1 同規則第4条の規定による指示 八 その他の事務 1 補助金及び会計に関する事務 (一) 消費生活センター所長の名において処理することが適当であり、生活環境部長が別に定めるもの
景観 三 都府県 まちづくり 課	略 4 同法第6条の規定による都市計画に関する基礎調査の実施並びに基礎調査の結果の報告及び通知 略 9 同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定についての同意 10 同法第19条第5項の規定による関係市町村に対する資料の提出等の請求 略		景観 三 都府県 まちづくり 課
略 十七 略	略 十八 鳥取県 大規模集客 施設が優秀 導系列(平 成21年鳥取 県条例第5 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務 1 同条例第8条第1項の規定による大規模集客施設の設置の届出の受理 2 同条例第9条第2項の規定による隣接市町村における住民説明会の開催の指示 3 同条例第9条第4項の規定による住民説明会の開催を要しない場合の認定 4 同条例第9条第5項の規定による		略 十七 略

住民説明会の終了報告の受理									
5 同条例第10条第1項の規定による関係市町村長への設置届出書類の写しの送付及び意見書の届出の請求									
6 同条例第10条第3項の規定による設置届出者への意見書の送付									
7 同条例第10条第4項の規定による設置届出者の見解の報告の受理									
8 同条例第11条第1項の規定による設置届出者への通知及び当該通知写しの関係市町村長への送付									
9 同条例第11条第3項(同条例第12条第5項において準用する場合を含む。)の規定による対策の内容等の報告の受理									
10 同条例第12条第1項の規定による異議申立の受理									
11 同条例第12条第2項の規定による異議申出の却下、棄却又は却下事意見の変更									
12 同条例第13条第1項の規定による勧告									
13 同条例第13条第3項の規定による勧告への対応等の報告の受理									
14 同条例第14条第1項の規定による大規模集客施設の設置の中止又は廃止の命令									
15 同条例第14条第2項の規定による大規模集客施設の撤去等の命令									
16 同条例第15条第2号の規定による認定									
17 同条例第16条第1項の規定による重要変更届の受理									
18 同条例第17条第1項の規定による設置届に係る事項の変更等の届出の受理									
19 同条例第18条第2項の規定による地域貢献活動の年間実施計画の認定									
20 同条例第18条第									

		3項の規定による 認証の公表																	
		21 同条例第18条第 4項の規定による 実施結果の報告の 受理																	
		22 同条例第19条第 1項の規定による 大規模集客施設に 関する報告の請求																	
		23 同条例第19条第 2項の規定による 大規模集客施設等 の立入検査の実施 等																	
	十九 鳥取県 大規模集客 施設が特選 観光施設行 規則(平成 21年鳥取県 規則第20 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同規則第6条第 1項第3号の規定 による掲示標の 認定																	
		2 同規則第6条第 1項第6号の規定 による公表方法の 認定																	
		3 同規則第15条の 規定による自動車 の台数の算定方法 の認定																	
公園 自然 課	略																		
	十一 土木工 事に係る知 事の権限に 属する事務 (公園自然 課の所掌す る工事に限 る。)	6 土木工事に係る 土地、水面等の測 量及び調査 (一) 契約の対象 となる部分の金 額が1億円以上 のもの (二) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円以 上1億円未満の もの (三) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円未 満のもの																	総合事務所長
		7 土木工事に係る 設計又は監督の委 託の決定 (一) 契約の対象 となる部分の金 額が1億円以上 のもの (二) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円以 上1億円未満の もの (三) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円未 満のもの																	総合事務所長
	略																		
	略																		
住 宅 政 策 課	一 宅建建物 取引業法 (昭和27年 法律第176 号)に基づ	1 同法第3条第1 項又は第3項の規 定による宅建建物 取引業の免許又は 免許の更新																	

<p>く知事の権限に属する事務</p>	2	同法第8条第2項の規定による宅地建物取引業者名簿への記載																							
	3	同法第16条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の実施																							
	4	同法第17条第1項又は第3項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の合格取消し又は受験の禁止																							
	5	同法第18条第1項、第19条の2、第20条又は第22条の規定による宅地建物取引主任者の登録、登録の移転、変更の登録又は登録の抹消																							
	6	同法第22条の2第1項の規定による宅地建物取引主任者証の交付																							
	7	同法第22条の3第1項の規定による宅地建物取引主任者証の有効期間の更新																							
	8	同法第25条第7項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し																							
	9	同法第56条の規定による宅地建物取引業者に対する必要な指示又は業務の停止の命令																							
	10	同法第66条又は第67条の規定による宅地建物取引業の免許の取消し																							
	11	同法第88条第1項又は第3項の規定による宅地建物取引主任者に対する必要な指示																							
	12	同法第88条第2項又は第4項の規定による宅地建物取引主任者に対する事務を行うことの禁止																							
	13	同法第68条の2の規定による宅地建物取引主任者の登録の抹消																							
	14	同法第70条第1項の規定による処分をした旨の公告																							
	15	同法第70条第3項又は第4項の規定による国土交通大臣への報告又は他の都道府県知事への通知																							
	16	同法第71条の規定による宅地建物																							

		取引業者に対する 指導、助言及び勸告																		
		17 同法第72条の規 定による宅地建物 取引業者に対する 業務についての報 告の要求又は事務 所等への立入検査																		
二 宅地建物 取引業法施 行規則(昭 和22年建設 省令第12 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1	同規則第4条の 2第1項の規定に よる宅地建物取 引業者の免許証の書 換え交付																		
	2	同規則第4条の 3第1項の規定に よる宅地建物取 引業者の免許証の再 交付																		
	3	同規則第5条の 4の規定による宅 地建物取引業者名 簿の訂正																		
	4	同規則第6条第 1項の規定による 宅地建物取引業者 名簿の削除																		
	5	同規則第11条第 1項の規定による 宅地建物取引主任 者資格試験の合格 者の公告及び合格 証書の交付																		
	6	同規則第12条第 1項の規定による 宅地建物取引主任 者資格試験合格者 の名簿の作成																		
	7	同規則第13条の 規定による宅地建 物取引主任者資格 試験の受験者数等 の国土交通大臣へ の報告																		
	8	同規則第14条の 13第1項の規定に よる宅地建物取引 主任者証の書換え 交付																		
	9	同規則第14条の 15第1項の規定の よる宅地建物取引 主任者証の再交付																		
三 積立式宅 地建物販売 業法(昭和 46年法律第 111号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同法第3条第1 項の規定による積 立式宅地建物販売 業の許可																		
	2	同法第10条第3 項の規定による積 立式宅地建物販売 契約約款の内容の 変更の命令																		
	3	同法第12条第2 項の規定による積 立式宅地建物販売 業者名簿への登載																		
	4	同法第23条第2 項の規定による営 業保証金の取戻し の承認																		

		5 同法第29条の規定による備前の申出をすべきこと等の公告及び通知							
		6 同法第31条の規定による権利の調査、確認書の交付並びに配当表の作成及び公告							
		7 同法第42条第1項の規定による種立宅地建物販売業者に対する財産の状況等を改善するため必要な措置をとるべきことの命令							
		8 同法第43条の規定による種立宅地建物販売業者に対する契約の締結の禁止の命令又は命令の取消し							
		9 同法第44条又は第45条第1項の規定による種立宅地建物販売業者に対する業務の停止の命令又は許可の取消し							
		10 同法第47条の規定による処分をした旨の公告							
		11 同法第48条の規定による種立宅地建物販売業者に対する指導、助言及び痛告							
		12 同法第50条の規定による種立宅地建物販売業者に対する業別に関する報告又は資料の徴収							
		13 同法第51条の規定による種立宅地建物販売業者の事務所等への立入検査							
	四 種立宅地建物販売業者の規則（昭和46年建設省令第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条又は第7条第1項の規定による種立宅地建物販売業者の許可証の書換交付又は再交付							
		2 同規則第9条の規定による許可換えをした場合の従前の許可をした都道府県知事又は国土交通大臣への通知							
		3 同規則第12条の規定による種立宅地建物販売業者名簿の訂正							
		4 同規則第13条の規定による種立宅地建物販売業者名簿の削除							
	五 公営住宅法（昭和26	1 同法第44条第6項の規定による公							

	<p>年法律第193号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>営住宅等の疎離等の国土交通大臣の承認の申請の受理及び当該申請に係る書面の国土交通大臣への送付</p>							
	<p>2 同法第49条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督</p>							
六	<p>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和64年鳥取県条例第49号)に基づく知事の権限に属する事務(同条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅(共同施設を含む。))</p>	<p>1 同条例第3条の規定による県営住宅の入居者の公募</p> <p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
	<p>2 同条例第4条の規定による県営住宅の公募によらない入居者の決定</p> <p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
	<p>3 同条例第5条2項及び第3項の規定による県営住宅入居者の資格に係る調査及び市町村長への意見照会</p> <p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
	<p>4 同条例第6条及び第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定</p> <p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
	<p>5 同条例第8条第11項の規定による県営住宅の入居補欠者の決定</p> <p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管</p>							<p>東部総合事務所長</p>

									<p>区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
6	同条第9条第11項第1号の規定による保証人の適否の認定								<p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
7	同条第9条第21項の規定による保証人の免除の認定								<p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
8	同条第9条第31項の規定による県営住宅の入居の取消し								<p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
9	同条第9条第41項の規定による入居可能日の通知								<p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
10	同条第9条の2の規定による同居の承認								<p>(一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>

	区域に係るもの							
11	同条例第9条の3第1項又は第4項の規定による入居の承継の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
12	同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
13	同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定の更正及び通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
14	同条例第11条の規定による敷金の徴収 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
15	同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
16	同条例第14条第2項の規定による県営住宅又は共同							

										施設の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
										17 同条第17条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
										18 同条第18条第1項ただし書の規定による県営住宅の模様替え又は増築の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
										19 同条第19条の規定による入居者の収入基準超過の有無の決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
										20 同条第21条の2第1項の規定による高齢者所得者に対する県営住宅の明渡しの請求	
										21 同条第21条の2第4項の規定による明渡期限の延長	
										22 同条第21条の4の規定に基づく住宅のあっせん等 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域	東部総合事務所長 中部総合事務所長

																					に係るもの (三) 西沼総合事務 所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの													西沼総合事務 所長						
																					23 同条第22条第 1項の規定による 入居者の収入の状 況についての入居 者からの報告又は 書類の提出若しく は記録の要求 (一) 東沼総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中沼総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西沼総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの																		東沼総合事務 所長 中沼総合事務 所長 西沼総合事務 所長	
																					24 同条第22条の 2第1項の規定に よる県営住宅建替 事業の施行に伴う 県営住宅の明渡し の請求																			
																					25 同条第22条の 2第4項による県 営住宅建替事業の 明渡し請求に係る 仮住居の提供 (一) 東沼総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中沼総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西沼総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの																		東沼総合事務 所長 中沼総合事務 所長 西沼総合事務 所長	
																					26 同条第22条の 2第5項による県 営住宅建替事業の 明渡し請求に係る 移転料の支払 (一) 東沼総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中沼総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西沼総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの																			東沼総合事務 所長 中沼総合事務 所長 西沼総合事務 所長
																					27 同条第22条の 4による県営住宅 建替事業に係る家 賃の滞額 (一) 東沼総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中沼総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西沼総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの																			東沼総合事務 所長 中沼総合事務 所長 西沼総合事務 所長
																					28 同条第22条の 5による公営住宅 の用途廃止による																			

										他の県営住宅への 入居の際の家賃の 減額 (一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
										29 同条の第23条第 1項及び第3項の 規定による県営住 宅の検査 (一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
										30 同条の第24条第 1項の規定による 不正の行為により 県営住宅に入居し た者等に対する県 営住宅の再入居の 請求	
										31 同条の第24条の 2の規定による社 会福祉法人等によ る県営住宅の使用 許可 (一) 新規の申請 に対する許可 (二) 継続の申請 に対する許可 (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの (2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るも の (3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
										32 同条の第24条の 6の規定による使 用状況報告の請求 (一) 住宅政策課 長が許可を行っ たもの (二) 総合事務所 長が許可を行っ たもの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの (2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るも の (3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長

係るもの							
33 同条例第24条の8の規定による使用許可の取消し (一) 住宅政策課長が許可を行ったもの (二) 総合事務所長が許可を行ったもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長	中部総合事務所長
34 同条例第24条の9による特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用許可 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長	中部総合事務所長
35 同条例第24条の11による同条例第24条の9の規定より使用に供される県営住宅の家賃の決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長	中部総合事務所長
36 同条例第24条の13第2項の規定による駐車車両の移動等の命令 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長	中部総合事務所長
37 同条例第24条の15第2項の規定による県営住宅駐車場の使用者の決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管						東部総合事務所長	

	<p>県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和37年鳥取県規則第70号)に基づく知事の権限に属する事務(同規則第19条の規定により鳥取県営住宅の</p>	<p>規定による同居者の異動届の受理 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	<p>2 同規則第16条の8の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認(同規則第49号)別表第2の左欄に掲げる県営住宅(共同施設を含む。)について右欄に掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。</p>	<p>2 同規則第16条の8の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
七	<p>鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年鳥取県令第5号)に基づく事務</p>	<p>1 同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募 (一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所の所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		<p>2 第6条の規定による特別県営住宅の家賃の徴収 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		<p>3 第6条の2の規定による収入状況の報告の請求等 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		<p>4 同条例第7条の規定による住宅管理人の設置 (一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域</p>						東部総合事務所長 中部総合事務所長

	に係るもの (三) 西昭総合事務所 の所管区域 に係るもの								西昭総合事務所 所長
	5 同条例第8条に おいて準用する鳥 取県営住宅の設置 及び管理に関する 条例に基づく事務 のうち次に掲げる もの								
	(一) 同条例第6 条及び第7条の 規定による特別 県営住宅の入居 者の選考及び決 定								
	(1) 東昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								東昭総合事務所 所長
	(2) 中昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								中昭総合事務所 所長
	(3) 西昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								西昭総合事務所 所長
	(二) 同条例第8 条第1項の規定 による特別県営 住宅の入居補欠 者の決定								
	(1) 東昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								東昭総合事務所 所長
	(2) 中昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								中昭総合事務所 所長
	(3) 西昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								西昭総合事務所 所長
	(三) 同条例第9 条第1項第1号 の規定による保 証人の適否の認 定								
	(1) 東昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								東昭総合事務所 所長
	(2) 中昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								中昭総合事務所 所長
	(3) 西昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								西昭総合事務所 所長
	(四) 同条例第9 条第2項の規定 による保証人の 免除の認定								
	(1) 東昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								東昭総合事務所 所長
	(2) 中昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								中昭総合事務所 所長
	(3) 西昭総合 事務所の所管 区域に係るも の								西昭総合事務所 所長
	(五) 同条例第9 条第3項の規定 による特別県営 住宅の入居の取 消し								

	(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長
	(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所長
	(六) 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知	
	(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長
	(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所長
	(七) 同条例第9条の2の規定による同居の承認	
	(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長
	(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所長
	(八) 同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知	
	(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長
	(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所長
	(九) 同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定の更正及び通知	
	(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長
	(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所長
	(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所長
	(十) 同条例第11条の規定による敷金の徴収	
	(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長
	(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	中部総合事務所長

	事務所の所管区域に係るもの						所長
	(3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの						西沼総合事務所 所長
	(十一) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の増徴の猶予						
	(1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所 所長
	(2) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの						中沼総合事務所 所長
	(3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの						西沼総合事務所 所長
	(十二) 同条例第14条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示						
	(1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所 所長
	(2) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの						中沼総合事務所 所長
	(3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの						西沼総合事務所 所長
	(十三) 同条例第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理						
	(1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所 所長
	(2) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの						中沼総合事務所 所長
	(3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの						西沼総合事務所 所長
	(十四) 同条例第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認						
	(1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所 所長
	(2) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの						中沼総合事務所 所長
	(3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの						西沼総合事務所 所長
	(十五) 同条例第18条第1項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の承認						
	(1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所 所長

